アールテック中学生チャレンジ応援基金条例をここに公布する。

令和7年3月21日

寒河江市長 齋藤 真 朗

寒河江市条例第11号

アールテック中学生チャレンジ応援基金条例

(設置の目的)

第1条 株式会社アールテックからの寄附金をもって、中学生による学校生活の 課題解決に向けた取組を支援し、自らの発想が実現することの喜びを体感でき る環境を創出することにより、問題発見、解決能力等の基盤となる資質・能力 を育成し、将来の生きる力を養うため、アールテック中学生チャレンジ応援基 金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金)

- 第2条 基金の額は300万円とし、追加される寄附金は、これを積み立てる。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に

編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充て る場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。